

公益社団法人福岡県畜産協会役員報酬等に関する規程

制定 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県畜産協会(以下「協会」という。)の役員報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 定款第25条の規定により、会長、副会長及専務理事に対し報酬を支給することができる。

2. 前項に規定する額は、次のとおりとする

- (1) 会長 年額 500,000円以内
- (2) 副会長 年額 300,000円以内
- (3) 専務理事 年額 7,000,000円以内

(通勤手当)

第3条 常勤の役員には、通勤手当を支給することができる。

2. 通勤手当は、職員給与規程に規定する支給要件に該当する常勤の役員に支給することとし、支給額の積算及び支払方法等については、協会職員給与規程に準ずる。

(役員退任慰労金)

第4条 役員が任期満了あるいは辞任した場合において、別に定める規程により退任慰労金を支給する。

(費用弁償)

第5条 役員が職務のため出張したときは、協会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(委任)

第6条 この規程に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。